

# 教区報

## 平成二十四年度定期教区会のご報告

去る三月二十六日(火)に平成二十四年度高岡教区定期教区会が開催され、法規議案二件並びに平成二十五年度一般会計予算を含む財務議決議案七件が慎重審議の上、可決承認されました。

その後、財団関係各種会計予算について報告されました。

### 平成二十五年度一般会計予算について

教区の一一般会計の歳入では、まず、教区賦課金で、本年度賦課金が前年度より約九十四万の減となっておりますが、これは、前年度予算のなかに関野組常念寺教区賦課金依頼額が計上されてきたことによるもの。今年度以降は常念寺の依頼分は計上しません。

過年度賦課金については、氷見西組長光寺過年度未納金です。教務所事務補助金費では、教務所長の給与・賞与の増額を見込んでます。各種助成金では、今年度当教区担当により連区布教使研修が開催されるために増額をし、親鸞聖人七百五十回大遠忌懇志教化助成金は計上せず、その他助成金について若干減額しました。門徒講助成金では、前年度の実績により教化助成費を増額。願記手数料では、今年度七月末で教区内の殆どの寺院において責任役員・門徒総代の任期が満了となるため、責任役員の交替があり、本山願記が増となることを予想し、教区願記手数料を増額、前年度剰余見込金は前年度現況により減額しました。

雑収入では、本山会計検査員からの指摘によ

り、これまで、参加費をいただき実施して  
おりました事業(主として実践運動推進委  
員研修会・千鳥ヶ淵法要団参)について、収入  
と経費を差し引いた不足分のみ歳出項目より  
支出していましたが、今年度より、参加費等の  
収入全額を雑収入に収納し、支出総額を歳出の  
部において支出することとなり、大幅な増とな  
っています。

歳出では、まず、実践運動推進費では、参加  
費をいただき実施してしました事業(主として  
実践運動推進委員研修会・千鳥ヶ淵法要団参  
等)の経費総額を支出いたすこととなり、大幅  
な増となっております。教務所費では、人件費で  
職員給与の自然増を見込んでいますが、今年度  
予算の予備費との関係により、常勤職員の賞与  
を減額したため減となっております。特別会計三  
会計への回金は今年度も支出しないこととし  
ました。教学財団に対する助成金については、  
財団の運営補助のため前年度同様に助成します。

### 平成二十四年度一般会計予算追加更正

歳入で、教区賦課金は、本年度賦課金で関野  
組常念寺依頼額の計上のため、また減免により  
減。教務所事務補助金では前教務所長退職金の  
繰入により増。地方選管委員会費では、宗会議  
員選挙が実施されたため増。各種助成金では宗  
門法規改正による公聴会実施助成金収納のた  
め増。門徒講助成金では特別門徒講助成金増に  
よる増。願記手数料では本山願記手数料増によ  
り増。前年度剰余見込金で増としました。

歳出では、実践運動推進費で減額しましたが、

これは、主に黎明講座講師交通費の減、門徒推進  
員研修関係費の減、会議費の減等によるもの。青  
少年育成費では、児童念仏奉仕団参加増のため増  
額しました。

会議費では、教区会の会議費増により増、諸会  
議費で教務所長歓送迎会助成、また、公聴会開催  
のため増額。宗会議員選挙事務費は、今年度は宗  
会選挙が実施されたため増。人件費では、前教務  
所長退職金の支出により増となりました。事務費  
では、各種印刷経費増、消耗品購入費増のため増  
出張交通費では北陸藤の会(北陸財界人懇談会)  
開催のため、また、東日本大震災視察等のため増  
額としました。

### 平成二十四年度教区特別会計予算

平衡資金会計・転退職会計・災害対策費会計  
は前年度と同様。教化資料作成費は、前年度繰  
越金の増により増額。キッズサンガ推進費では、  
前年度繰越金の減により総額で減、また、今年  
度も、研修費で福島のことどもたちホームステイ  
事業実施を計画しています。

### 法規議案

平成二十五年度年度予算案審議に先立ち、まず、  
法規承認議案第一号「高岡教区賦課基準に関する区  
令案」が上程されました。この議案は、このたびの  
宗派法規改正により、宗派賦課金のなかに第四種賦  
課金として、従来の門徒講金を組み込まれたため、  
現在の教区区令のままでは、この第四種賦課金を含  
めた二〇%が教区寺院に賦課されることとなり、  
教区内寺院の負担額が増大することから、

従来通りの依頼額とするため、区令を変更したもの。

予算案審議後、法規議案第二号「寺院振興対策委員会設置規則」区令案が審議されました。この区令は、過疎過密に伴う寺院の振興支援対策、また、国内開教促進問題の対応のために先に宗派で制定された、中央、寺院振興対策基本規程」並びに、「同施行条例」による教区委員会設置規則の区令案です。

両議案ともに慎重審議の上、原案通り可決承認されました。また、この「寺院振興対策委員会設置規則」に基づき、教区委員会委員の構成について審議され、教区委員会委員は、教区会議長、教区会副議長、各組組長の計十五名の皆様に就任の依頼をすることが承認されました。

#### 教学財団関係

去る三月二十二日(金)に財団理事会・評議員会が開催されました。先月号で既報の通り、国の公益法人制度改革により、これまでの財団が解散し、新たに「一般財団法人」として設立認可を受けるべく富山県に対し申請を行って来た結果、三月十九日付で正式に富山県から「設立認可」を受けました。このことを受け、四月一日付での「設立登記」に向けて法務局に対し登記申請をいたしました。

さて、教学財団理事評議員会では先述の一般財団設立にむけての現況報告の後、平成二十五年度予算案の審議が行われました。この予算案編成について、このたびの公益法人制度改革により、新規に設立される法人の会計については特別会計が認められなくなり、これまでであった基金会計・教学開発室会計を一般会計に一本化しなければならなくなったことから、別紙の通りの予算案となりました。但し、今年度事業に特段の変更はありません。また、教学開発室については、今年度は従来通りの予算を計上し、承認されましたが、これまでの財団が解散され、新財団となることから、今後その位置づけや活動内容についての検討が必要となるとの意見が出されました。

各種予算書・区令を別紙に同封しておりますので、ご覧下さい。

#### 東日本大震災三回忌法要が勤修される

去る三月十一日、西本願寺高岡会館礼拝堂において東日本大震災三回忌法要が勤修され、百五十名余りの方が参拝し、支援への思いを新たにしました。今回の法要は、震災から二年の月日が経ち、関心も薄れつつある中で、今なお厳しい状況に置かれている被災地の現状を知ってもらい、支援への取り組みを改めて考えていただくことを趣旨として企画されたもの。

ディスプレイがあり、それぞれに今まで取り組んできた支援活動や、活動を通して抱いた思いをお話しされた。特に柵田美喜子さんは、仮設住宅へ児童書を寄贈した活動や、

高岡教区で開催した夏休みホームステイで子どもたちと交流した体験を通じて学んだことをお話しされ、「福島の子どもたちを支援する活動を続けたい、少しでも助けになりたい」という思いを述べられた際には会場が大きな拍手に包まれた。

高岡教区十三組からの出勤法中による阿弥陀経のお勤めの後、教区内で支援活動に取り組んでおられる北鹿渡庸子さん(寺院女性会連盟会長)石野順子さん(仏教婦人連盟委員長)青木哲隆さん(寺族青年会)

法要の終わりには、「福島からのビデオメッセージ」として、福島第一原発三十キロ圏内に立地する東北教区相馬組の湯澤義秀組長(勝縁寺住職)と杉岡誠さん(飯館村善仁寺住職)、夏休みホームステイに参加されたご家族からのビデオメッセージが流された。



員)柵田美喜子さん(高岡龍谷高校OB)、加藤悦夫さん(若神組門徒推進員)の五名によるパネル

ビデオでは、壊滅状況にある農業漁業関係者の窮状や、補償金の違いを巡る住民同士の対立、未だ目処の立たない放射能汚染対策の現状をお伝えいただくとともに、「苦しい現状の中、高岡の皆さんからの支援は、大変心強く思っています。」と支援に対する感謝の念を述べられた。



## 《二〇一一年度定期教区会挨拶》

本日、二〇一二年（平成二十四）年度高岡教区定期教区会を召集いたしましたところ、教区会議員の皆さまには、公私ご多用にもかかわらずご出席いただき、教区の宗務運営にかかります重要案件につきましてご審議賜りますこと、衷心より御礼申し上げます。

さて、昨年宗門では、宗門の形態を定める最高法規であります「浄土真宗本願寺派宗制」が六十年ぶりに見直され、四月から新たな始まりを期するべく体制が整えられました。

この度は、宗法改正後初の定期宗会が開催され、その中で園城新総局は次年度基本方針として「広げよつお念仏の声満ちる社会へー御同朋の社会をめざして」と示され、宗制に掲げる「自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現」に向け、宗務を推進して行くこととなりました。教区といたしましてもこの基本方針を反映していきたいと考えております。

さて、昨年は機構改革に伴い、従前の基幹運動の名称も「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）と改められ、宗門全体のものとして推進していくこととなりました。そのため、高岡教区においても公聴会を開催し、法規の改正に伴う宗務組織の改革の企画や「御同朋の社会をめざす運動」総合基本計画に基づく重点プロジェクトについての説明のもと、今後を踏まえたご意見等を頂戴し、「新たな始まり」の歩みをはじめました。しかしながら時期的な遅れもあり、軌道に乗れなかったのが現状であり、次年度からが本当の始まりだと思つております。

教区といたしましても、これまで取り組んできた基幹運動の成果をも踏まえ、誰もが心豊かに生きることのできる御同朋の社会の実現をめざし、事業展開を進めてまいりたいと存じますので、今後ともより一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、先の東日本大震災発生から二年が過ぎました。地震発生当初のような緊急事態では無くなりましたが、時が移り変わる中で教団本来の役割が問われているようでもあります。高岡教区においては、震災発生早々から教区災害対策委員会が機能いたし、ボランティア団体の派遣や、支援米の提供、ホームステイの実施等々、併せて、各ご寺院・教化団体のご協力をいただきながら、広い範囲で支援活動を実施させていただいております。震災発生以降も様々な災害が発生し、

未だ多くの方々が不安を抱えた生活を余儀なくされているのが現状であります。念仏者としての自覚のもと、今後とも教区内皆様方のご協力を賜りながら、活動を続けてまいりたいと思っております。

さて、明年度の教区における「御同朋の社会をめざす運動」推進計画についてであります。教区の教化伝道活動は基幹運動の推進を中心として行われており、毎年その内容を検証するとともに、より一層の推進に向けて内容の見直しを行っております。このたびは、その成果を継承し課題を克服するため、「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）と名称が改められ、新たに「重点プロジェクト」が策定されました。この重点プロジェクトについては明年度が三ヶ年度計画の二年目にあたることから、今後は課題の実践や成果が問われることでもあります。より教区内外へ周知するとともに、実効性ある推進を図っていきたく思います。本年度は、新「宗法」や「御同朋の社会をめざす運動」への移行や機構改革の為、少なからず教区や組において混乱や困惑がありました。その反省をも踏まえて、今年度の基本方針に「これまでの運動の成果を継承しつつ、新たな枠組み（組織・研修・事業）に関する検討を始める」と改めたことでもあります。

次年度においても、推進計画の目標を「同朋教団の再生をめざして」と定め、「念仏のこころに生きる生活を」とのスローガンのもと、基本方針に「これまでの運動の成果を継承しつつ、新たな枠組み（組織・研修・事業）に関する検討を始める」とし、重点施策として、新たに、教区における「過去帳又はこれに類する帳簿の開示問題」への取り組み、組・所属組織対象「御同朋の社会をめざす運動」推進研修会の実施等を加えさせていただくことでもあります。その他の事業につきましても従来通りの実施を予定しており、教化団体の活動等に関しましても例年実施いたしております行事や活動を踏襲した計画となっております。より一層の充実を図ってまいります。

それではここで、今般上程いたします議案の説明をさせていただきます。

- 上程いたします議案としては、財務議決議案七件。
- 第一号 平成二十五年 高岡教区歳計予算案
  - 第二号 平成二十五年 特別会計平衡資金積立歳計予算案
  - 第三号 平成二十五年 特別会計転退職積立歳計予算案
  - 第四号 平成二十五年 特別会計災害対策歳計予算案

- 第五号 平成二十五年年度 特別会計教化資料作成費歳計予算案
- 第六号 平成二十五年年度 特別会計キッズサンガ推進費歳計予算案
- 第七号 平成二十四年度 高岡教区歳計予算修正案  
法規議案一件

第一号「高岡教区賦課基準に関する区令案」

第二号「高岡教区寺院振興対策委員会設置規則区令案」

以上、九件の議案について概略説明させていただきます。

まず、第一号の「平成二十五年度高岡教区歳計予算案」についてですが、歳入合計は、六千三百七十三万円とし、昨年度より八十八万四千四百四十円の増額を見込んでおります。主な要因としては、二款四項、門徒講助成金について、今年度実績により四十万円の増、また、三款一項、願記手数料について、高岡教区寺院（責任役員・総代）の任期満了手続きに伴う手数料として五十万円の増を見込んでいます。尚、六款、雑収入については大幅な増になっていますが、実践運動推進員研修参加費並びに千鳥ヶ淵法要団参加費の全額計上指導によるものであります。

次に、歳出についてであります。一款一項三目「実践運動推進費」については、百六十八万円の増となっておりますが、歳入における雑収入で説明の通り、実践運動推進員研修参加費並びに千鳥ヶ淵法要団参加費の全額計上指導に伴い、実際にかかると思われる経費を見込んだことによる増であります。又、四款一項二目、諸手当につきましては約六十万円減額してありますが、これは予備費の関係上、常勤職員の賞与を調整させていただくものであります。

以上で「平成二十五年度高岡教区歳計予算案」の説明とさせていただきます。

尚、教区会計は厳しい状況でもあり、事業内容としても特に目新しいものはありませんが、内容を見直しながら更なる年度に向けて建設的にすすめてまいりたいと思います。

次に、「第二号平成二十五年年度特別会計平衡資金積立歳計予算案」、「第三号平成二十五年年度特別会計転退職積立歳計予算案」、「第四号平成二十五年年度 特別会計災害対策歳計予算案」につきましては、今年度とほぼ同様となっております。

次の「第五号平成二十五年年度 特別会計教化資料作成費歳計予算案」については、書籍頒布収入の増がありますが、その他は今年度と同様であります。

次に「第六号平成二十五年年度 特別会計キッズサンガ推進費歳計予算案」についてですが、この会計は、大遠忌宗門長期振興計画の事業として計画され事業に対する助成金を収納する特別会計であります。三款一項、前年度繰越見込金が減となっておりますのは、福島の子供たちのホームステイ事業を行った関係であります。

次の第七号 平成二十四年度 高岡教区歳計予算修正案についてですが、従来は追加更正予算となっていました。宗派の法規変更に伴い「追加更正」と言う言葉がなくなり、全て「補正」となったことあります。

予算補正については現況に即した補正であり、支出の主な要因としては、前所長退職金繰り入れによる増、宗会議員選挙実施による増、公聴会開催助成金繰り入れによる増、願記手数料の増であります。

以上で財務議決議案の概略説明を終わらせていただきます。

次に、法規議案 第一号「高岡教区賦課基準に関する区令案」についてですが、これまで教区賦課金については、前年度宗派賦課金の百二十％を教区寺院に賦課することとなっておりますが、宗派賦課金の百二十％ということと、第四種賦課金も含まれてしまうこととなります。区令を変更したいと言つもので、新たに「教区賦課金は、前年度宗派賦課金のうち第一種賦課金及び第二種賦課金の合計額の百二十％を教区寺院に賦課する」と言つ文言に変更するものであります。

最後に、法規議案 第二号「高岡教区寺院振興対策委員会設置規則区令案」についてですが、二〇〇八（平成二十）年二月二十九日付宗則にて「寺院振興対策基本規定」が定められ、寺院振興支援対策の効果的な推進実施に資するため、宗務所に、中央委員会を置き、教区に、教区委員会を置くこと規定されています。その所掌事項や組織基準等については宗則に記載されていますが、この度、教区としての区令案を作成させていただき、教区委員会を常設したいとするものであります。

以上が、この度、平成二十五年度高岡教区定期教区会に上程いたしました、財務議決議案七件、法規議案二件、以上九件の議案内容であります。皆様方には何卒慎重なるご審議の上、意のあるところをお汲み頂き、ご協賛賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 御同朋の社会をめざす運動のコーナー

### 「御同朋の社会をめざす運動」中央委員会報告

去る三月六日、伝道本部にて第二回中央委員会が開催されました。

宗法改定に伴い基幹運動は「御同朋の社会をめざす運動」に名称が変わりました。これは単に名称が変わっただけではなく、運動の質そのものが変わったことです。総合基本計画においては、これまで取り組んできた「差別」「ヤスク二問題」の内容（文言）はなくなり、教団の「公益性」ということばかりが強調されるようになっていきます。委員会では各教区からこれまでの運動の取り組みが変容していくことを危惧する発言・質問が相次いでありました。

今回、特に安芸教区「過去帳又はこれに類する帳簿の開示問題」について協議がなされました。この問題は『宗報三月号』に掲載されることと詳しい説明もなかったため、問題の重大性を指摘する意見が各教区の委員から投げかけられました。しかしその意見に対して、この実践運動の中核となる重点プロジェクト推進室が教団全体の重大な問題として受けとめる回答はなく、あくまで社会部（人権問題担当）の問題として取り扱われることにとどまりました。また、中央に対する意見具申の提出についても中央（総局）が、どのように取り扱うかについても具体的な答弁はなく、重点プロジェクト推進室からの一方的な試案を提示

する内容で委員会は終了しました。


各教区の委員からは、これまで推進してきた基幹運動の理念を確認する発言が繰り返されています。

「苦しみにある門信徒の声を切り捨てて、教団・寺院を護るために搾取をし続けた自らの姿勢を問わずして、社会の信用は取り戻せるのか？」、「既得権益を守るために表面上（うわべ）だけをとりつくるような実践運動になっていくのではないか？」等々。現在の教団に対する危機感を募らせる声と共に、これまでの運動の取り組み継続が重要であることの見解も多数寄せられました。

基幹運動の発端となった言葉「形ばかりの僧侶、名ばかりの門徒」を思い出し、これまでの運動が、教団の体裁や念仏の声を広めることではなく、念仏の自身、教えの受けとめ、自らの内実が問われてきたことを忘れてはなりません。これまで教団が犯してきた誤りを糾（ただ）すことなく、表向きだけの実践運動であれば、まず社会的信用の失墜は免れないこととなります。何のための運動なのか再度、確認をする必要があると思えます。

【教区実践運動委員会副委員長 山名一徳】

これからの日程 ( 4 / 2 2 ~ 5 / 2 4 )

4月		 <p>ハンセン病ふるさとネット総会</p>
22	寺院女性会連盟総会	
24	長寿苑ビハーラ活動 門徒推進員世話役会	
25	仏教婦人会連盟総会 教務所長歓送迎会	
26	聖典セミナー ( 1 回目 )	
27	寺族青年会総会	
30		
5月		
1	雨晴苑ビハーラ活動	
6	骨董市 ( ~ 8 )	
8	北陸藤の会総会	
9	仏壮理事会	
11	常例法座	
13	聖典セミナー ( 2 回目 )	
24	仏婦常任委員 ・大会実行委員会	

ラジオ放送 ~ 西本願寺の時間 ~

『みほとけとともに』

北日本放送 ( K N B ) ・ 7 3 8 kHz.  
毎週土曜日 ( 本山制作 ) 午前 6:15 ~ 6:25  
第 2 ・ 4 日曜日 ( 富山・高岡制作 ) 午前 6:00 ~ 6:10

- 4 / 13 ( 土 ) : 末本 弘然 氏 ( 大阪府・正福寺 )  
「見方が転じて絆が生まれる 甥の死に思う」  
4 / 14 ( 日 ) : 磯原 孝雄 氏 ( 高岡教区・光明寺 )  
4 / 20 ( 土 ) : 末本 弘然 氏 ( 大阪府・正福寺 )  
「縁あって「ナムのひろば」ができました」  
4 / 27 ( 土 ) : 未 定  
4 / 28 ( 日 ) : 吉江 忠了 氏 ( 高岡教区・伝教寺 )  
5 / 4 ( 土 ) : 未 定  
5 / 11 ( 土 ) : 未 定  
5 / 12 ( 日 ) : 未 定 ( 富山教区 )



【西本願寺高岡会館5月の常例法座】

ご講師：吉 岡 法 輪 師  
( 山 口 教 区 ・ 正 福 寺 )  
ご講題：『祖師聖人の仰せに聴く』  
午後 1 時 2 0 分 頃 から ビデオ 上 映 、 2 時 から  
お正信偈六首引のお勤めです。どうぞお誘い  
あわせてお参りください。

編集後記

どうしたら寺に人が来るのか？  
だんだんとお参りされる方が少なくなってきたと言われている中、ある仏壇店  
では、年に数回、七十名余りが参加している法話会を行っているという話を聞  
きました。もちろん仏壇店ですから、仏壇を売ることも目的のひとつにはあると  
は思います。  
しかし、仏壇を売ることを目的にしても法話会を開催し、仏さまのお話を  
皆さんに聞いてもらうことは、本来、寺院がしていかねばならないことであ  
るはずですよ。  
近年、報恩講等での法座の数が減ってきている中、寺がしない(できない)な  
ら、私たちが率先して行っていいことという姿勢に対して、見習わなければならな  
いと思ったこと、仏壇店での法話会の回数が増えてくると、ますます寺に人が  
来なくなってくるのではないかという危機感を覚えた出来事でありました。

(担当)

お知らせ

『法輪せんべい』販売について

お茶菓子やご法事・ご法座の折のお扱いにいかがでしょうか。  
お申し込み先は下記のとおり。  
FAX. でのお申し込みも承ります。どうぞご利用下さい。  
一袋二枚入りで価格は次の通り  
一袋二枚入りで価格は次の通り  
・特大箱 ( 175 袋 ) 7 , 0 0 0 円  
・大 箱 ( 45 袋 ) 2 , 0 0 0 円  
・小 箱 ( 16 袋 ) 9 0 0 円

お申込み先は・・・〒933 - 0003 高岡市能町 1298  
耳浦 康真 ( 本誓寺 ) Tel. & Fax. ( 0766 ) 23 - 9822